

令和5年2月17日

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処
苗穂支処 会計課長 早坂勝之

北海道補給処苗穂支処におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は、随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件 名	納入(履行) 場所	納期 (履行期限)	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備 考
1	プロパンガス(低圧い号)	苗穂分屯地	5.4.1~6.3.31	5.2.17	5.2.28 1200	5.2.28 1300		
			以下余白					

4 仕様書(内訳書)の交付場所、契約条項を示す場所、問合せ先及び提出先

〒065-0043

札幌市東区苗穂町7丁目1-1

陸上自衛隊北海道補給処苗穂分屯地

会計課(担当:小林)

TEL: 011-711-4251 (内線 282)

FAX: 011-711-4251 (内線 366)

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
プロパンガス（低圧い号）		2	
	作 成	令和5年2月13日	
	変 更		
	作成部隊等名	北海道補給処苗穂支処	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処苗穂支処においてプロパンガス（低圧い号）の調達を行う場合、必要な事項について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

液化石油ガスの保安確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）

計量法（昭和26年法律第207号）

2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、製造会社の規定する仕様書及び社内規格並びに商習慣による。

3 製品に関する要求

品名、数量及び納品の方法は、調達要求書及び調達要領指定書による。

4 品質保証

検査は、GLT-CG-Z000001による。

5 出荷条件

5.1 納品の方法

プロパンガス（低圧い号）は、プロパンガス容器（以下、容器という。）（契約の相手方所有）に充てんされた状態、又は容器（官側所有）に直接充てんして納品するものとする。

5.2 容器の表示

容器の表示は、調達要領指定書に定める場合を除き、GLT-CG-Z000001による。

6 納品に関する指示

6.1 納品書

納品は、納品書をもって行う。

6.2 納品にかかる経費

容器の運搬，貸出，設置，配管への接続，引取り等にかかる経費は，契約の相手方の負担とする。

6.3 容器の引き取り

契約の相手方所有の容器は，使用后，契約の相手方が，受領書をもって引き取るものとする。

6.4 納品に関するその他の指示

納品に関するその他の指示は，調達要領指定書による。

7 計量器等

7.1 計量器の設置

計量法に基づく計量器の設置は，契約の相手方が実施するものとする。

7.2 費用負担

計量法に基づく計量器の設置及び交換，並びにコック等の調整器の設置及び交換にかかる費用については，契約の相手方の負担とする。

7.3 計量器の有効期間

計量器は，契約期間中検定について有効な期間を有する物を使用するものとする。

7.4 計量器及び調整器（以下「計量器等」という。）の設置場所

調達要領指定書による。

7.5 計量器等の引継ぎ

契約の相手方は，既に設置している計量器等を前年度の契約の相手方から引き継ぐ場合は，相互に協議した上で引き継ぐものとする。

但し，引き継いだ計量器等が，検定の有効期間が切れる等により交換が必要になった場合は，契約の相手方の負担で交換を実施するものとする。

8 その他

契約の相手方は，この仕様書に疑義を生じた場合は，担当官等の指示を受けるものとする。

調達要領指定書	調達要求番号	3MDQ1C90003
	調達要求年月日	令和5年2月13日
	作成部隊	北海道補給処苗穂支処
	作成年月日	令和5年2月13日
品名	プロパンガス (低圧い号)	
仕様書番号	NQ-Z110049	

1 品名

プロパンガス (低圧い号)

2 予定数量

770 m³

3 納品の方法

プロパンガスは、高圧ガス容器に充てんされた状態で納品すること。

4 プロパンガス容器、計量器等の設置場所及び数量

(1) 納品するプロパンガス容器等の設置場所及び数量は、以下に示すとおりとする。

プロパンガス容器、計量器等の 設置場所	容器 規格 (KG)	数 量		
		容器 (本)	計量器 (個)	調整器 (個)
食堂	50	6	1	1
第2整備工場	50	2	1	1
小器材整備工場	50	2	1	1
木工所	50	2	1	1
コミュニティーセンター	20	2	1	1
合 計		14	5	5

※上記以外に追加の設置及び撤去がある場合は、その都度調整する。

(2) 契約の相手方は、前号に示す設置場所のプロパンガスが枯渇しないように納品すること。